日南病院施設基準等

令和6年1月1日

日南病院は、中国四国厚生局に届け出た保険医療機関です。

【共通事項】

すべての病棟において、入院診療計画の作成・説明、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策 及び栄養管理体制を実施しています。

【一般病棟】……59床

○急性期一般入院料6

すべての時間帯を平均して、入院患者様10人に対し1人以上の看護職員が実際に勤務しています。また、 患者負担による付添看護を行っていません。

○地域包括ケア入院医療管理料1

一般病棟のうち19 床(1号室 1 床、6号室 1 床、20 号室 4 床、21号室 3 床、23 号室 4 床、27 号室 3 床、28 号室 3 床)において、急性期治療を経過した患者様等の受入れ並びに在宅への復帰支援などを行います。併せて看護職配置加算により適切な看護職の配置を行います。

【療養病棟】

医療型 28床

○療養病棟入院基本料1

すべての時間帯を平均して、入院患者様20人に対し1人以上の看護職員及び看護補助者が実際に勤務しております。

【外来】

○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

通院困難な場合、同意を得て、計画的な医学管理のもと訪問診療を行っている。

○別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院

在宅で療養する方を対象に、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制を確保。

【食事等】

○入院時食事療養 I 及び入院時生活療養 I (医療療養病床 70 歳以上の方)

年齢、病状により適切な栄養量で、適時(夕食は午後6時以降)・適温による食事を管理栄養士の管理の もとで提供しています。

【基本診療料加算】

○診療録管理体制加算2

診療記録の選任管理者を置き、診療録の管理体制を整備しており、患者様に対して診療情報の提供を適切に行っています。

○療養環境加算

1病床当たりの床面積8㎡以上を有し、医師、看護師及び看護補助者の数は医療法標準数を満たしています。

○療養病棟療養環境加算1

1病床当たりの床面積が内法で6.4 ㎡以上を有し、機能訓練室、食堂、談話室等の設備を有しています。

○重症者等療養環境特別加算を算定する病室(1室)

重症者の方のための特別な療養環境を確保した病室を整備しています。(10 号室、個室)

○感染対策向上加算2、連携強化加算、サーベイランス強化加算

感染防止対策部門を設置し、組織的に院内感染防止に取り組む体制を整備しています。

○後発医薬品使用体制加算1

後発医薬品の品質、安全性等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制を整備しています。

〇データ提出加算

厚生労働省が実施する「DPC 導入の影響に係る調査」に準拠したデータが正確に作成及び。継続して提出されていることを評価したものです。

○認知症ケア加算2

認知症専門研修を受けた看護師やその他多職種が認知症状の悪化予防等に取り組んでいます。

○急性期看護補助体制加算、看護補助体制充実加算(急性期看護補助体制加算の注4)

すべての時間帯を平均して、入院患者様25人に対し1人以上の看護職員が実際に勤務しております。さらに全看護補助者に適切な研修を行っています。

〇入退院支援加算1

在宅で療養を希望する方に対して入退院支援を行っています。

○患者サポート体制充実加算

疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置しています。

〇医療安全対策加算2

医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備しています。

○救急医療管理加算

地域における救急医療体制を整備しています。

〇機能強化加算

外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含む、より的確で質の高いかかりつけ医機能を持つ病院として認められています。

【特掲診療料加算】

○糖尿病合併症管理料

専仟医師又は看護師が糖尿病足病変に関する指導を行います。

〇二コチン依存症管理料

一定の条件を満たす患者様に禁煙治療を行います。

○がん治療連携指導料

がん診療連携拠点病院と連携して、治療計画に基づき、がん患者様の退院後の治療を行います。

○薬剤管理指導料

2名以上の薬剤師により、入院患者様の投薬、注射等の薬学的管理及び指導を行います。

○検体検査管理加算(Ⅰ)、(Ⅱ)

専任担当医師、緊急検査への常時対応、臨床検査の精度管理、臨床検査の委員会設置などの基準を 満たしています。

OCT 撮影及び MRI 撮影

マルチスライス(高性能)CTによるCT撮影を行います。

〇リハビリテーション料、初期加算

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) 医師及び理学療法士による体制及び必要な設備を確保しています。

○がん性疼痛緩和指導管理料

医師ががん性疼痛の症状緩和を目的に取り組みを行います。

○胃ろう造設術(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術) 療養上必要な事項について、患者様等に説明を行い実施します。

○糖尿病透析予防指導管理料

専任医師及び看護師、管理栄養士による糖尿病透析予防指導を行います。

○検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

患者様の同意を得て、診療情報を他の医療機関と共有するネットワークを通じ常時閲覧できる体制を 整えています。

○時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

在宅酸素療法を検討している患者様に対し、歩行による検査を行います。

○ヘッドアップティルト試験

患様を寝た状態から傾斜位に状態を起こし、状態を保ちながら連続的に血圧、脈拍及び症状の推 移等を測定及び観察する検査を行います。

○せん妄ハイリスク患者ケア加算

せん妄のリスクを確認し、その対策を行う体制が整っています。

○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

通院が困難な患者に対して計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っています。

○夜間休日救急搬送医学管理料

救急搬送看護体制加算

診療時間外等に緊急搬送された患者様の必要な医学管理を行う体制が整っています

○酸素の購入単価

酸素の購入価格を届け出ています。